

青森県報

第三千五百一十号

平成二十四年
三月三十日
(金曜日)

目次

規 則

青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(自然保護課) ……一

告 示

生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一

生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二

生活保護法による指定介護機関の再開の届出……………(同) ……三

生活保護法による指定施術者の住所並びに施術所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……三

道路の区域の変更……………(道路課) ……三

道路の供用の開始……………(同) ……四

公 告

大規模小売店舗の廃止の届出……………(経営支援課) ……四

都市計画事業の変更認可……………(都市計画課) ……五

右 同……………(同) ……五

規 則

青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十四号

青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和三十四年四月青森県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「法第七条第四項(法第十二条第六項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)又は」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第二百五十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規

建設業者の許可の取消し……………(西北地域) ……五

右 同……………(同) ……六

出先機関

土地改良区の役員の就任……………(上北地域) ……六

定により告示する。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|-----------------------|----------------|------------------|---------------|
| 変更後 | 変更前 | 区 分 | |
| | | 名 称 | 居 宅 介 護 事 業 者 |
| 岡田 勝志 | | 主たる所在地 | 居宅介護の種 |
| 八戸市大字 尻内町字直 田七三 | 八戸市大字 尻内町の四 | 居宅療養 管理指導 | 名 称 |
| お歯科 | | 居宅介護事業所 | |
| 八戸市大字 尻内町字直 田七三 | 八戸市大字 尻内町の四 | 所在地 | 所在地 |
| 平成 二四・一二 | | 変 更 日 月 | |

青森県告示第二百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|-----------------------|----------------|------------------|---------------|
| 変更後 | 変更前 | 区 分 | |
| | | 名 称 | 介 護 予 防 事 業 者 |
| 岡田 勝志 | | 主たる所在地 | 介護予防の種 |
| 八戸市大字 尻内町字直 田七三 | 八戸市大字 尻内町の四 | 居宅療養 管理指導 | 名 称 |
| お歯科 | | 介護予防事業所 | |
| 八戸市大字 尻内町字直 田七三 | 八戸市大字 尻内町の四 | 所在地 | 所在地 |
| 平成 二四・一二 | | 変 更 日 月 | |

青森県告示第二百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|---------------------------|-------------------------|------------------|--|
| 名 称 | 居 宅 介 護 事 業 者 | | |
| | 主たる所在地 | 居宅介護の種 | |
| 社会福祉法人 外ヶ浜町社会 福祉協議会 | 東津軽郡外ヶ 浜町字平館八 野 | 名 称 | |
| 訪問入浴 介護 | 居宅介護事業所 | | |
| 訪問入浴 介護事業所 | 外ヶ浜町社協 訪問入浴介護 事業所 | 所在地 | |
| 東津軽郡外ヶ 浜町字下蟹田 四三の二 | 平成 二四・一二 | 廃 止 日 月 | |

青森県告示第二百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|---------------------------|-------------------------|------------------|--|
| 名 称 | 介 護 予 防 事 業 者 | | |
| | 主たる所在地 | 介護予防の種 | |
| 社会福祉法人 外ヶ浜町社会 福祉協議会 | 東津軽郡外ヶ 浜町字平館八 野 | 名 称 | |
| 訪問入浴 介護 | 介護予防事業所 | | |
| 訪問入浴 介護事業所 | 外ヶ浜町社協 訪問入浴介護 事業所 | 所在地 | |
| 東津軽郡外ヶ 浜町字下蟹田 四三の二 | 平成 二四・一二 | 廃 止 日 月 | |

| 図面番号 | 道路種類の | 路線名 | 変更の区間 | | 変更の前後 | | 敷地の幅員 | 敷地の延長 | 備考 |
|------|-------|----------|----------------------|---|-------|------------------------|--------------|-------|----|
| 1 | 県道 | 弘前田舎館黒石線 | 平川市日沼高田二二二の一から | 後 | 前 | 一八・二〇メートルまで | 二、一二四・〇〇メートル | | |
| | | | 南津軽郡田舎館村大字畑中字樋口二二一まで | 後 | 前 | 一六・五〇メートルから一八・二〇メートルまで | 二、一二四・〇〇メートル | | |
| 2 | 県道 | 弘前鱒ヶ沢線 | 弘前市大字独狐字山辺一〇一の四から | 後 | 前 | 一〇・四六メートルから一〇・四五メートルまで | 一、〇四五・五〇メートル | | |
| | | | 弘前市大字高杉字神原無番まで | 後 | 前 | 一六・五〇メートルから一六・六〇メートルまで | 八七九・〇〇メートル | | |

青森県告示第二百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年四月二十九日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三村 申吾

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
|------------|---|----------------|
| 県道弘前田舎館黒石線 | 南津軽郡田舎館村大字畑中字樋口二二四の二から 南津軽郡田舎館村大字畑中字樋口二二一まで 南津軽郡田舎館村大字田舎館字前川二八八の九から 南津軽郡田舎館村大字田舎館字松橋六九の二まで | 平成二四・三・三 から |

| 線 | 敷地 | 延長 |
|----------|--|---------|
| 県道上野十和田線 | 十和田市大字立崎字堤尻五三の二から 十和田市大字八斗沢字林ノ後二五の七まで | 二四・三・〇〇 |
| 県道弘前鱒ヶ沢線 | 弘前市大字独狐字山辺一〇一の四から 弘前市大字高杉字神原無番まで | 二四・三・〇〇 |
| 県道戸来十和田線 | 十和田市大字滝沢字高屋一一四の一から 十和田市大字滝沢字高屋一〇五の七まで | 〃 |

公 告

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三村 申吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー弘前松原店

弘前市大字松原東一丁目三の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

吉川建設株式会社

弘前市大字富田町一七四

代表取締役 吉川功一

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

| 廃止前 | 廃止後 |
|-------------|---------|
| 二、五八五平方メートル | 〇平方メートル |

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成二十三年七月十日

五 届出年月日

平成二十四年三月十三日

都市計画事業の変更認可

三沢都市計画事業の変更認可について、平成二十四年三月十六日東北地方整備局告示第三十一号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

三沢都市計画道路事業（三・四・三号中央町金矢線、三・六・三号東口千代田町線及び三・五・三号三沢春日台線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

都市計画事業の変更認可

弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道事業岩木川流域下水道（岩木川処理区）の変更認可について、平成二十四年三月二十一日東北地方整備局告示第三十三号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道事業岩木川流域下水道（岩木川処理区）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社丸清建設

二 代表者の氏名 加藤 清次

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰹ケ沢町大字赤石町字名原一八三の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一三二九六号

五 取消年月日 平成二十四年三月九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の

許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年二月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 小野幸工務店

二 氏名 小野 廣幸

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字高根字小金石五九〇の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第四〇〇二〇三号

五 取消年月日 平成二十四年三月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年三月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、大浦土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年三月三十日

上北地域県民局長 五十嵐 昭 彦

| 役員 の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 就任の年月日 |
|-------------------|--------|-------------------|----------|
| 理事 | 小林 弘 | 上北郡東北町大字大浦字白旗七〇の六 | 平成二四・三・三 |

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭